

障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、 ささえあいの地域の中で、 その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現







目 次

第	1	章	計画の概要	. 1
	1	計画	- [策定の趣旨	1
	2	計画	īの性格・位置付け	2
	3	計画	「の期間	4
	4			
	5	障か	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
筆	2	音	統計データにみる中央市の障がいのある人の現状	6
71.	1	-		
	2		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Acto		<u></u>		, –
弟	3	早	計画の基本的な考え方1	· /
	1	計画	īの基本理念1	7
	2	障が	い福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方1	8
	3	障が	い福祉サービス等の体系 2	. 1
	4	成果	.目標 2	2
第	4	章	サービス量の見込みと確保の方策2	27
	1	暗が	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2		************************************	
	3	-	・エカスはチャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	5	章	計画の推進に向けて6	36
•	1		************************************	6
	2		1000	8
	3			9
	_	нт ра	マルフ	J
資	料	·編		70
	1	中央		0
	2	令 和	12年度 中央市障がい者施策推進協議会委員 名簿7	1





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、社会全体では少子高齢化が進み、障がいのある人にも高齢化・重度化がみられることから、障がい者ニーズも多様化・複雑化している傾向にあります。この多様化・複雑化するニーズに対応するためには、障がい福祉サービスを提供する市町村の役割が重要なものとなることから、関係機関等との連携をより強化し、地域の実情に基づいた施策や取り組みを展開していく必要があります。

障がいのある人を取り巻く制度も、平成25年(2013年)に、これまでの障害者自立支援法に代わる法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)」が施行されてから、様々な変化がありました。この法律では、難病等が新たに障がいのある人の範囲に加えられ、難病等のある人の障がい福祉サービス等の提供が可能となり、地域生活支援事業の見直しもされました。

また、平成26年(2014年)の障害者総合支援法の改正では、障害者支援区分の創設や重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など、障がいのある人の地域生活を支援する施策のより一層の充実が規定されました。

さらに、平成30年(2018年)には、改正された障害者総合支援法及び児童福祉法が施行されることとなり、従来の障害者総合支援法の内容に加え、障がいのある人が自分で思い描いた地域生活を送ることができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実と、高齢の障がいのある人を対象とした介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。

特に、ニーズが多様化している障がい児支援について、個々の障がいの状況にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境の整備を進めるため、自治体における障害児福祉計画の策定などが盛り込まれました。

このような動向の中、本市では、平成18年度を初年度とする「中央市第1期障がい福祉計画」、平成19年度を初年度とする「中央市第1次障がい者計画」の両計画を定期的に見直し、本市における障がいのある人とその生活を支援するための指針としてきました。この度、「中央市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が最終年度を迎えたことから、現状や社会情勢を踏まえた見直しを行い、新たに「中央市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することといたしました。この計画は、計画期間中のサービスの必要量を見込み、適切なサービス量を確保することを目的としており、サービス量の大幅な過不足を防ぐ役割があります。



2 計画の性格・位置付け

本計画は、障害者総合支援法 第八十八条第一項に定められている市町村障害福祉計画 と、児童福祉法 第三十三条の二十第一項で定められている市町村障害児福祉計画の2つ の計画を一体的に策定したものです。

中央市第6期障がい福祉計画(市町村障害福祉計画)は、障害者総合支援法に基づく、 障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する 計画です。

中央市第2期障がい児福祉計画(市町村障害児福祉計画)は、児童福祉法に基づく、 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児 相談支援の円滑な実施に関する計画です。

ともに、国や県の指針・方向性に沿った内容とし、障害福祉サービスや障害児通所支援、障害児相談支援に関する具体的な数値目標を設けています。

また、障害者基本法 第十一条第三項で定められている市町村障害者計画は、障害者のための施策に関する基本的な計画で、中央市第2次障がい者計画(平成29年度~令和5年度)がこれに該当します。本計画(中央市第6期障がい福祉計画・中央市第2期障がい児福祉計画)は、中央市第2次障がい者計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割も有しています。

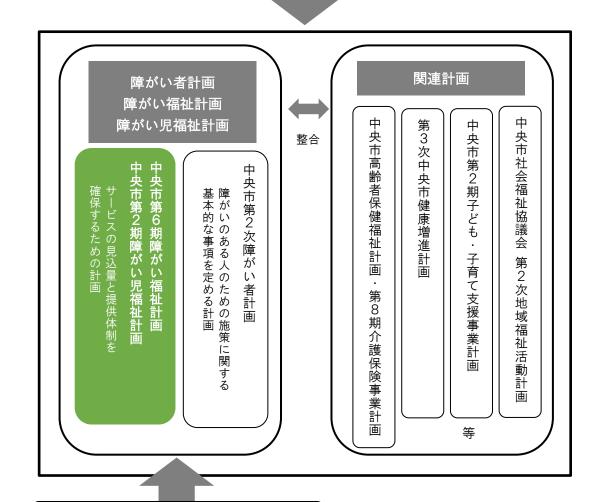
項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第2次	中央市 第6期	中央市 第2期
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
法令	(第 11 条第 3 項)	(第 88 条第1項)	(第 33 条の 20 第 1 項)
位置付け	障がいのある人のための 施策に関する 基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画
	7年間	3年間	3年間
期間	平成 29 年度〜令和 5 年度	令和3年度~令和5年度	令和3年度~令和5年度
	(自治体によって異なるが、	(平成18年度より、	(平成30年度より、
	概ね 5 年〜10 年程度)	3年を1期として策定)	3年を1期として策定)



さらに、本計画は、中央市の最上位計画である第2次中央市長期総合計画や中央市第 2次地域福祉計画をはじめ、市の関連計画との整合を図り、市における複数の分野が同 じ方向性で福祉施策を進められるように努めていきます。

第2次中央市長期総合計画

中央市第2次地域福祉計画



やまなし障害児・障害者プラン

障害者基本法・障害者総合支援法 等



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度~令和5年度の3年間とし、令和5年度の目標数値を 設定します。計画の最終年度である令和5年度は中央市第2次障がい者計画も見直しの 時期であることから、令和5年度は3計画同時の見直しを予定しています。

ただし、社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化があり、計画の見直 しが適当と判断される場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	第2次障がい者計画 第3次 第3次						
第5期	見直し	第6期	障がい福祉計	見直し	第7期	$\supset \Sigma$	
第1期	見直し	第2期	障がい児福祉	見直し	第3期	$\supset \Sigma$	

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法 第四条に従って、下記のように定義されています。

「障害者」…… ①身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち十八歳以上である者
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で 定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者 であって十八歳以上である者

「障害児」…… 児童福祉法第四条第二項に規定する障害児



5 障がい者を取り巻く各種制度の変化

「障害者虐待防止法」の施行

この法律は障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待から障がい者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。

「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮*の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日施行。

※障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

「障害者権利条約」の批准

この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がい者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がい者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成 28 年 8 月 1 日施行。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

「障害者雇用促進法」の改正

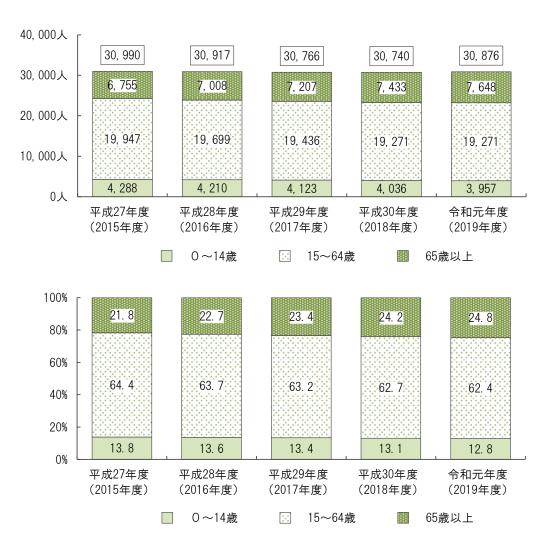
これまでにも障がい者に対する差別の禁止などに向けた改正が行われてきましたが、この改正では障がい者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。また、障がい者の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。令和2年4月1日施行(一部は公布日等に施行)。



第2章 統計データにみる中央市の障がいのある人の現状

1 人口

(1)総人口・年齢3区分別人口の推移



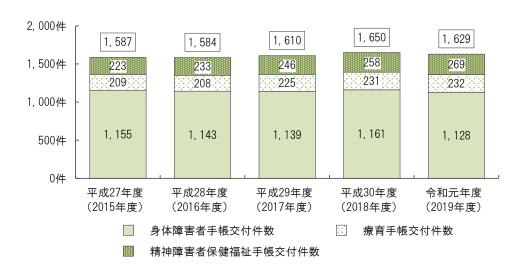
資料:「住民基本台帳」(各年9月30日現在)

令和元年度の総人口は 30,876 人で、内訳をみると、 $0\sim14$ 歳が 3,957 人、 $15\sim64$ 歳 が 19,271 人、65 歳以上が 7,648 人となっています。また、年齢 3 区分別人口割合は、 $0\sim14$ 歳が 12.8%、 $15\sim64$ 歳が 62.4%、65 歳以上が 24.8%となっており、約 4 人に 1 人が高齢者となっています。経年比較をみると、総人口は平成 30 年度まで減少傾向にあったものの、令和元年度には増加しています。また、 $0\sim14$ 歳・ $15\sim64$ 歳は減少傾向、65 歳以上は増加傾向にあります。



2 障がいのある人の状況

(1)障害者手帳交付件数の推移



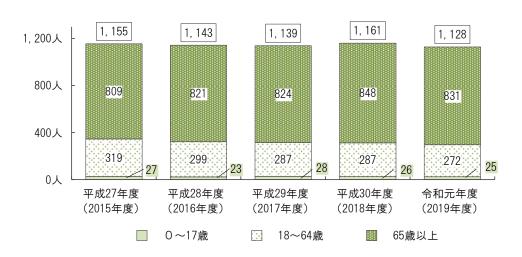
資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の障害者手帳交付件数は 1,629 件で、内訳をみると、身体障害者手帳交付件数が 1,128 件、療育手帳交付件数が 232 件、精神障害者保健福祉手帳交付件数が 269 件となっています。経年比較をみると、総数は令和元年度に減少しているものの、増加傾向にあります。また、身体障害者手帳交付件数は減少傾向、療育手帳交付件数・精神障害者保健福祉手帳交付件数は増加傾向にあります。



(2) 身体障がいのある人の状況

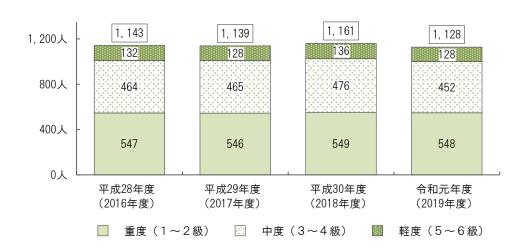
①年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の年齢別身体障害者手帳所持者数は、 $0\sim17$ 歳が 25 人、 $18\sim64$ 歳が 272 人、65 歳以上が 831 人と、65 歳以上が大半を占めています。経年比較をみると、 $0\sim17$ 歳は横ばいにあり、 $18\sim64$ 歳は減少傾向にあります。65 歳以上は平成 30 年度までは増加傾向にあったものの、令和元年度に 17 人減少しています。

②等級別身体障害者手帳所持者数の推移

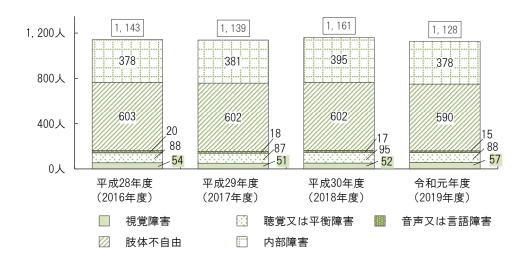


資料:福祉課(各年度末現在)



令和元年度の等級別身体障害者手帳所持者数は、重度 $(1\sim2\,\text{級})$ が548人、中度 $(3\sim4\,\text{級})$ が452人、軽度 $(5\sim6\,\text{級})$ が128人と、ほとんどが中重度となっています。経年比較をみると、重度 $(1\sim2\,\text{ᢒ})$ は横ばいとなっています。一方で、中度 $(3\sim4\,\text{\&})$ ・軽度 $(5\sim6\,\text{\&})$ は年度によって増減を繰り返していますが、令和元年度はともに減少しています。

③障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の障がい種別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由が590人と最も多く、 次いで内部障害が378人、聴覚又は平衡障害が88人などとなっており、肢体不自由・内 部障害が大半を占めています。経年比較をみると、年度によって増減するものの、視覚 障害50人台・聴覚又は平衡障害90人前後、音声又は言語障害20人前後、肢体不自由 600人前後、内部障害380人前後で推移することが多くなっています。

④障害種別·等級別身体障害者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	18	17	6	4	8	4	57
聴覚又は平衡障害	3	33	8	15	0	29	88
音声又は言語障害	0	1	8	6	0	0	15
肢体不自由	132	136	105	130	51	36	590
内部障害	204	4	57	113	0	0	378
	357	191	184	268	59	69	1, 128

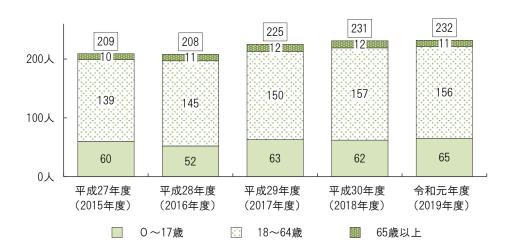
資料:福祉課(令和元年度末現在)

令和元年度の障害種別・等級別身体障害者手帳所持者数は、上の表の通りです。 1級において内部障害が多く、2~6級においては肢体不自由が多くなっています。



(3) 知的障がいのある人の状況

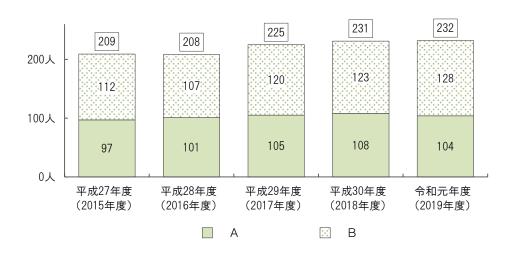
①年齢別療育手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の年齢別療育手帳所持者数は、 $0\sim17$ 歳が 65 人、 $18\sim64$ 歳が 156 人、65 歳以上が 11 人と、 $18\sim64$ 歳が大半を占めています。経年比較をみると、 $18\sim64$ 歳が増加傾向にあり、 $0\sim17$ 歳・65 歳以上は横ばいとなっています。

②等級別療育手帳所持者数の推移

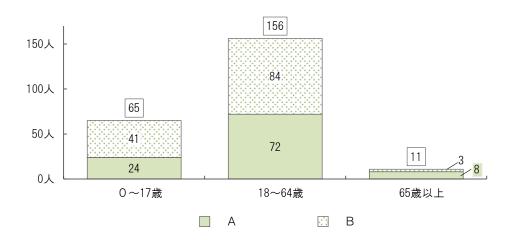


資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の等級別療育手帳所持者数は、Aが104人、Bが128人となっています。 経年比較をみると、Aは横ばい、Bは増加傾向にあります。



③等級別 · 年齡別療育手帳所持者数



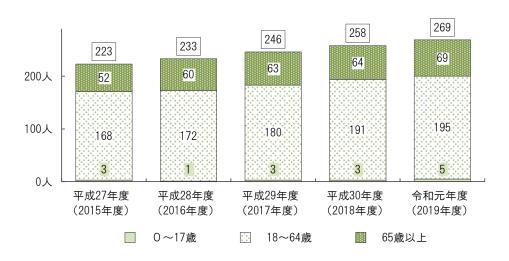
資料:福祉課(令和元年度末現在)

令和元年度の等級別・年齢別療育手帳所持者数は、上のグラフの通りです。 $0\sim17$ 歳・ $18\sim64$ 歳はAよりBが多く、65 歳以上は逆にBよりAが多くなっています。



(4)精神障がいのある人の状況

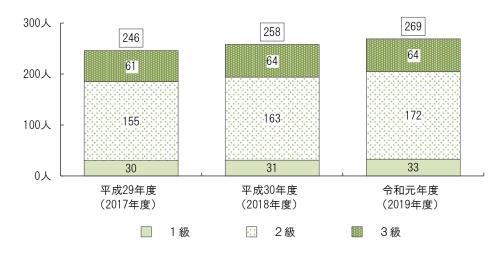
①年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、 $0\sim17$ 歳が5人、 $18\sim64$ 歳が195 人、65 歳以上が69 人となっています。経年比較をみると、 $0\sim17$ 歳は横ばい、 $18\sim64$ 歳・65 歳以上は増加傾向にあります。

②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

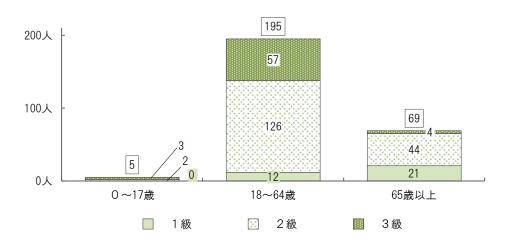


資料:福祉課(各年度末現在)

令和元年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が33人、2級が172人、3級が64人となっています。経年比較をみると、1級・3級は横ばい、2級は増加傾向にあります。



③等級別 · 年齡別精神障害者保健福祉手帳所持者数



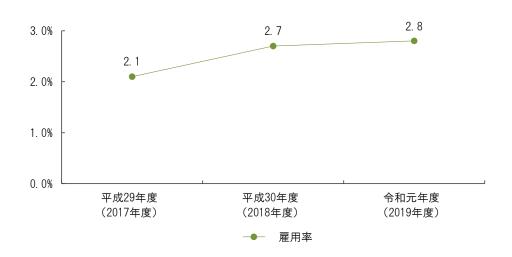
資料:福祉課(令和元年度末現在)

令和元年度の等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、上のグラフの通りです。 $18\sim64$ 歳・65歳以上ともに2級が最も多いものの、その後に続くのは $18\sim64$ 歳は3級、65歳以上は1級となっています。



(5) 就労·就学

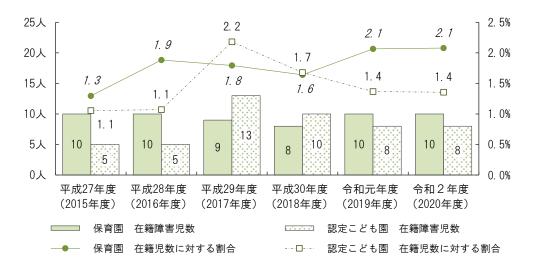
①市職員としての障がいのある人の雇用の推移



資料:総務課(各年度10月1日現在)

令和元年度の市職員として雇用している障がいのある人の雇用率は 2.8%となっています。経年比較をみると、平成 30 年度以降は法定雇用率 (2.5%) を上回っています。

②保育園・認定こども園における障がいのある子どもの推移

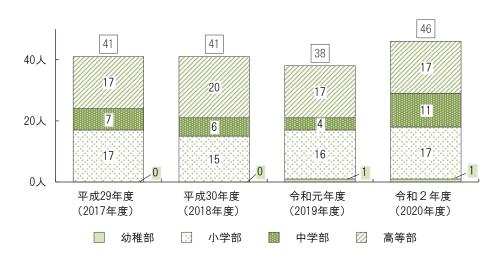


資料:市内の公立保育園・認定こども園(各年度4月1日現在)

令和2年度の保育園に通っている障がいのある子どもは10人、認定こども園に通っている障がいのある子どもは8人となっています。経年比較をみると、平成30年度以降は、両施設とも10人前後で推移しています。また、在籍児数に対する割合は、年度によって差があるものの、認定こども園より保育園で高い年度が多くなっています。



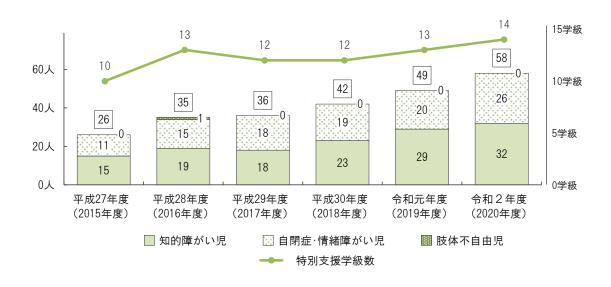
③特別支援学校に在学している児童生徒数の推移



資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

令和2年度の特別支援学校に在学している児童生徒数は46人で、内訳は小学部と高等部が17人ずつ、中学部が11人、幼稚部が1人となっています。経年比較をみると、令和元年度は、前年度よりも3人減少していますが、令和2年度では8人増加しています。

④小学校における特別支援学級に在籍している児童数の推移

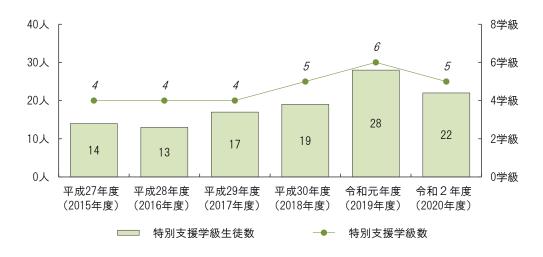


資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

令和2年度の小学校における特別支援学級に在籍している児童は58人、(知的障がい児:32人、自閉症・情緒障がい児:26人)、特別支援学級数は14学級となっています。経年比較をみると、特別支援学級に在籍している児童は増加傾向にあり、それに伴って特別支援学級数も増加傾向にあります。



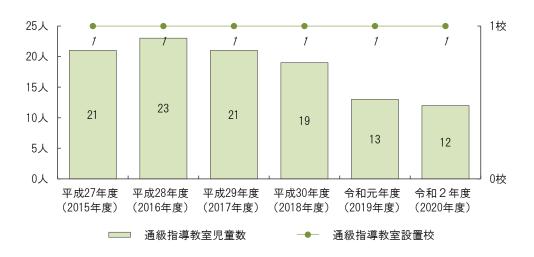
⑤中学校における特別支援学級に在籍している生徒数の推移



資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

令和2年度の中学校における特別支援学級に在籍している生徒数は22人で、特別支援学級数は5学級となっています。経年比較をみると、令和元年度までは特別支援学級に在籍している生徒は増加傾向にあったものの、令和2年度に前年より6人減少しています。そのため、特別支援学級数も令和2年度に減少しています。

⑥通級指導教室に通っている児童数の推移



資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

令和2年度の通級指導教室に通っている児童数は12人、通級指導教室設置 校は1校となっています。経年比較をみると、通級指導教室に通っている児童 数は平成29年度以降減少傾向にあります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の最上位計画である総合計画が、第5期計画期間内の平成29年度に見直され、福祉分野の基本政策が【生きがいと安らぎの福祉】から【安心で健やかに暮らせるまちづくり】に変更されましたが、本計画の基本理念は、障害者基本法に基づき、関連計画の位置づけとして策定している「中央市第2次障がい者計画(平成29年度~令和5年度)」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し、"障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現"として、障がいのある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

基本理念

障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、 ささえあいの地域の中で、 その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現

なお、国は以下の7項目を、市町村や都道府県が障害福祉計画等を作成 する際の基本的理念と掲げています。

(参考) 国の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、 一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 【新規】障害福祉人材の確保
- 7 【新規】障害者の社会参加を支える取組



2 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、国の方針等を踏まえ、次の考え方のもと計画を進めます。

障がい福祉サービスの提供体制

(1) 地域生活の支援に向けた訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括 支援)の充実を図ります。

(2) 就労や自立に向けた日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の機能充実による入所者の地域移行の推進

地域生活支援拠点における機能体制を充実させるとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労後も継続した支援をしていきます。

(5)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 【新規】

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がいのある人に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、事業所と連携し、人材育成等を促進し、穏やかな環境の中で、行動特性に沿った支援体制の確保に努めます。

(6) 依存症対策の推進 【新規】

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見を解消するために、関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等に取り組むとともに、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を図ります。



相談支援の提供体制

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域生活への移行のための支援に係るニーズが 顕在化することも考えられることから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制 を確保していきます。

(3)発達障がい児者等に対する支援

発達障がい者または発達障がい児が継続して充実した生活を送れるよう、相談体制を整え、発達障がい児者等及び家族等への支援体制の確保に努めます。

(4) 関係機関との連携による支援体制の確保

地域自立支援協議会の構成員である関係機関、関係団体、当事者及びその家族、障がい 者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などと連携し、相談支援体 制の充実を図ります。



障がい児支援の提供体制

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障が い種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の 整備を進めます。

(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援では、保育所や認定こども園、学校、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

(3)地域社会への参加・包容の推進

地域共生社会の実現に向け、地域で支え合う関係性を広げ、交流、学びなどの地域行事に参加していくための支援体制を進めることにより、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児、 及び虐待を受けた障がい児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図りま す。

(5) 包括的な相談支援体制の確保

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身 近な場所で提供できるよう、包括的な相談支援の整備を進めます。



3 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「指定障害福祉サービス(自立支援給付)」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的となって、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

「障害児支援」においては、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための拡充を図るため、 平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部見直しが行われました。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

① 居宅介護(ホームヘルプ) 理解促進研修·啓発事業 訪問系サー ② 重度訪問介護 ② 自発的活動支援事業 ③ 同行援護 相談支援事業 指定障がい福祉サービス ④ 行動援護 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 重度障害者等包括支援 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 須事 地域生活支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ① 生活介護 ② 自立訓練(機能訓練) ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ③ 自立訓練(生活訓練) ⑨ 移動支援事業 中活動系サービス ④ 就労移行支援 ⑩ 地域活動支援センター事業 ⑤ 就労継続支援(A型) ⑥ 就労継続支援(B型) ① 日中一時支援事業 (自立支援給付) 任意事 ⑦ 就労定着支援 【第5期から】 ② 訪問入浴サービス事業 ⑧ 療養介護 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ⑨ 短期入所(福祉型) ④ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑩ 短期入所(医療型) ⑤ 施設入浴サービス事業

サ居
(上)
(上)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)
(工)<b

	① 計画相談支援
相談支援	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

【中央市独自事業】

- ① 身体障害者就職支度金給付事業
- ② 身体障害者自動車運転免許取得費助成· 身体障害者用自動車改造費助成
- ③ 障害者情報バリアフリー化事業
- ④ 介助用自動車購入等助成事業
- ⑤ ヘルプカード配布事業



4 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる6項目について、それぞれ令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

○施設入所者の地域移行:令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

〇施設入所者数の削減 : 令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点 の入所者数(A)	26 人	令和元年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	24 人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数	2人	令和元年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
(C)	7. 6%	移行割合 (C/A)
【目標値】	2人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
削減見込み(率)	7. 6%	削減割合 (A-B/A)



(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における 数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

〇地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	第6期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	中央市単独で設置済み
機能検証の実施回数	1 回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

〇福祉施設から一般就労への移行:令和元年度実績の 1.27 倍以上

うち 就労移行支援事業を通じた移行者数: 1.30 倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数: 1.26 倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数: 1.23 倍以上

〇就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上が利用する

〇就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上とする

ア) 就労移行支援事業等*1を通じて一般就労に移行する者

項目	第6期 目標値	備考
令和元年度末時点の年間 移行者数	1人	令和元年度の移行実績
【目標値】令和5年度末 時点の年間移行者数	3人	令和元度実績の 1.27 倍以上

^{*1} 就労移行支援事業等:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援



イ) うち 就労移行支援事業を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	備考
令和元年度末時点の年間 移行者数	0人	令和元年度の移行実績
【目標値】令和5年度末 時点の年間移行者数	1人	令和元度実績の 1.30 倍以上

ウ)うち就労継続支援A型を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	備考
令和元年度末時点の年間 移行者数	1人	令和元年度の移行実績
【目標値】令和5年度末 時点の年間移行者数	1人	令和元度実績の 1.26 倍以上

エ)就労継続支援B型を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	備考
令和元年度末時点の年間 移行者数	0人	令和元年度の移行実績
【目標値】令和5年度末 時点の年間移行者数	1人	令和元度実績の 1.23 倍以上

オ)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者

項目	第6期 目標値	備考
就労定着支援事業の 利用率	7割 (2人/3人)	7割以上

カ) 就労定着支援事業の就労定着率*2

項目	第6期 目標値	備 考
就労定着率 8 割以上の 事業所の割合	10 割 (1 事業所/1 事業所)	7割以上

^{*2} 就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



(4) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第2期計画の成果目標と活動指標の設定

【国の基本指針】

- 〇児童発達支援センターの整備
 - ⇒ 令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置
- 〇保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ⇒ 令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
 - ⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保
- ○重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保
 - ⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保
- ○医療的ケア児のための協議の場の設置
 - ⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置

ア) 児童発達支援センターの整備

項目	第2期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	中央市単独

イ)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第2期 目標値	考 え 方	
体制の構築	1 か所	類似する市単独事業として実施済み	

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	第2期 目標値	考え方	
事業所数	1 か所	圏域で協議	

エ)重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

項目	第2期 目標値	考え方	
事業所数	1 か所	圏域で協議	

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

- Marie - Mari							
項目	第2期 目標値	考 え 方					
整備か所数	1 か所	圏域で設置済み					
コーディネーター数	1人	圏域または単独で検討					



(5) 相談支援体制の充実・強化等 【新設】

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

〇令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施 及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	第6期 目標値	考え方
基幹相談支援センター等 の設置	1 か所	中央市・昭和町で共同設置済み

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 (新設)

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、 国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

〇令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を 実施する体制を構築することを基本とする。

項目	第6期 目標値	考え方
研修参加を促す取り組み	1人	中央市単独
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	12 回	中央市単独



第4章 サービス量の見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護(ホームヘルプ)

サービス内容

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護 や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわた る支援を行います。

第5期の実績と実施率

(月当たり)

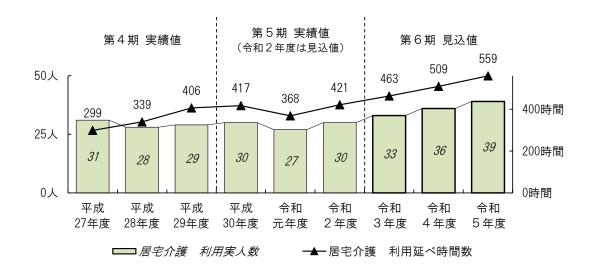
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	利用延べ時間 (時間) 実 績値	350	525	525	
(時間) (時間) (時間)		417	368	421	
	(44][4]/	実施率	119. 1%	<i>70.</i> 1%	<i>80. 2%</i>
	見込値	30	32	32	
	利用実人数	実績値	30	27	30
		実施率	100. 0%	<i>84. 4%</i>	93. 8%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用延べ時間(時間)	463	509	559
居宅介護(ホームヘルプ)	利用実人数(人)	33	36	39



第4期から第6期までの推移





②重度訪問介護

サービス内容

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

第5期の実績と実施率

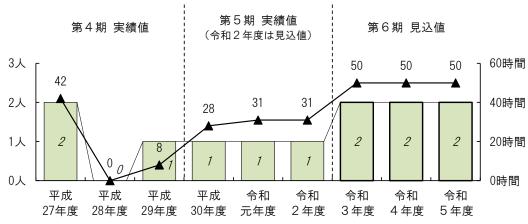
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	±1 == 7₹ ≥ n+ 88	見込値	0	0	0
	利用延べ時間 (時間)	実績値	28	31	31
重度訪問介護		実施率	ı	1	_
	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	見込値	0	0	0
		実績値	1	1	1
		実施率	-	-	-

第6期の見込値

_			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	季庇社明 办港	利用延べ時間(時間)	50	50	50
	重度訪問介護	利用実人数(人)	2	2	2

第4期から第6期までの推移



■ 重度訪問介護 利用実人数

→ 重度訪問介護 利用延べ時間数



③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援(代筆・代読含む)を行います。

第5期の実績と実施率

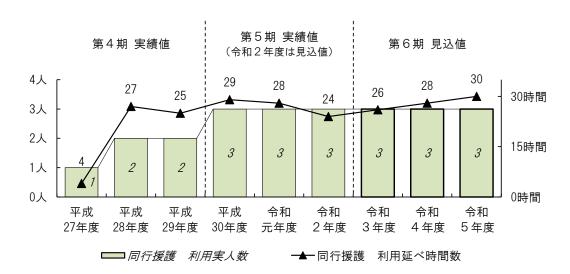
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
同行援護	利用延べ時間 (時間) 実績値 実施率	見込値	30	30	30
		実績値	29	28	24
		実施率	<i>96. 7%</i>	93. 3%	80. 0%
		見込値	2	2	2
	利用実人数	実績値	3	3	3
		実施率	150. 0%	<i>150. 0%</i>	<i>150. 0%</i>

第6期の見込値

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用延べ時間(時間)	26	28	30
同行援護	利用実人数(人)	3	3	3	

第4期から第6期までの推移





4)行動援護

サービス内容

知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

第5期の実績と実施率

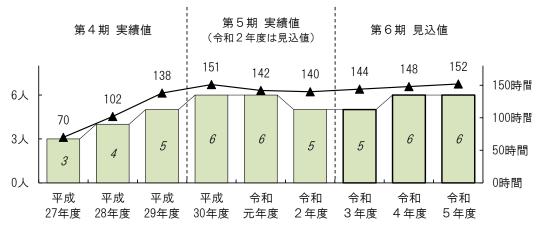
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	利用延べ時間 (時間) 見込値 実績値 実施率	100	100	100	
行動援護		実績値	151	142	140
		実施率	<i>151.0</i> %	142. 0%	140. 0%
	利用実人数 ———	見込値	4	4	4
		実績値	6	6	5
		実施率	150. 0%	150. 0%	125. 0%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用延べ時間(時間)	144	148	152
	利用実人数(人)	5	6	6

第4期から第6期までの推移



□□ 行動援護 利用実人数

→ 行動援護 利用延べ時間数



5重度障害者等包括支援

サービス内容

障がいの状況が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

*計画策定時点では、県内に事業所はありません。

第5期の実績と実施率

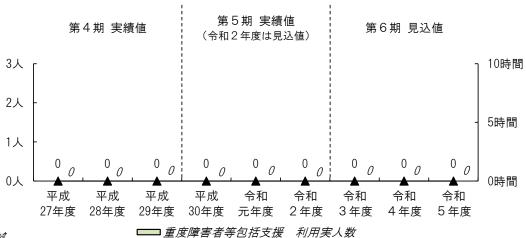
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
利用延べ時間 (時間) 重度障害者等包括支援 利用実人数 (人)		見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実施率	1	1	-
	利用実人数	見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実施率	1	1	_	

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	利用延べ時間(時間)	0	0	0
	利用実人数(人)	0	0	0

第4期から第6期までの推移





■■■ 星及障害有等包括又接 利用美入数 ■■ 重度障害者等包括支援 利用延べ時間数

【訪問系サービス合計】

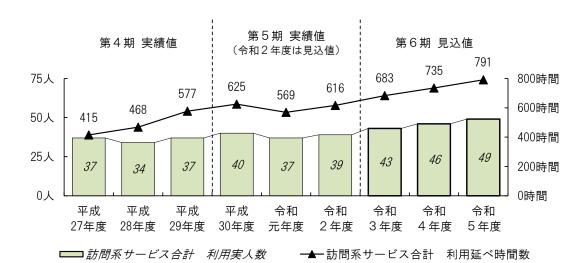
第5期の実績と実施率

(月当たり)

					(/) = //
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	見込値	480	655	655	
居宅介護(ホームヘルプ)	利用延べ時間 (時間)	実績値	625	569	616
重度訪問介護 同行援護	利用実人数	実施率	130. 2%	86. 9%	94. 0%
行動援護		見込値	36	38	38
重度障害者等包括支援		実績値	40	37	39
	実施率	111. 1%	97. 4%	102. 6%	

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護	利用延べ時間(時間)	683	735	791
行動援護 重度障害者等包括支援	利用実人数(人)	43	46	49





訪問系サービスの状況

- *居宅介護、同行援護に関しては、利用者数、延べ時間数も大きな変動は見られません。
- *重度訪問介護は、利用者数は変わらないが、時間数は増加しています。
- *行動援護は、利用者数、時間数とも増加傾向にあります。

訪問系サービスの課題

- ※全県的に見ても、医療ケアが必要な障がい児者にも対応できる事業所や、同行援護や行動援護といった外出支援を実施している事業所が少なく、ニーズが増えた場合に必要な提供量が確保しづらい状況です。
- ※介護者の高齢化などにより、今後、障がいのある人が地域生活を継続していく上で訪問系サービスのニーズの増加が予想されるため、ニーズに応じたサービスの支給と提供量の確保が必要となります。

訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、市内に提供可能な市外の訪問系事業者の新規参入を含め、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者、医療的ケアが必要な者に対するサービス実施主体は現状少ないため、引き続き、社会福祉法人や医療法人等に積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (2) 基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者の障がいの状況や、ニーズに応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (3) 障がい者手帳取得時等に福祉サービス案内冊子などを配布するなど、障がいのある 人及び当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実 を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (4) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。
- (5) 困難事例への対応等を支援するため、事業所が対応に苦慮しているケースの事例検 討会を開催するなど、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワー クづくりを進めます。



(2)日中活動系サービス

①生活介護

サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主 として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供 等を受けるサービスです。

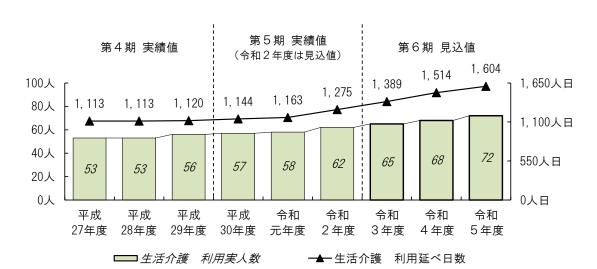
第5期の実績と実施率

(月当たり)

					(カコルツ)
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	71 D 77 \$ D #L	見込値	1, 135	1, 135	1, 135
生活介護 利用実人 (人)	利用延べ日数	実績値	1, 144	1, 163	1, 275
	(<u>)</u>	実施率	100. 8%	<i>102. 5%</i>	112. 3%
	T.1 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	見込値	54	54	54
		実績値	57	58	62
		実施率	105. 6%	107. 4%	114.8%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
九 汪 介 諾	利用延べ日数(人日)	1, 389	1, 514	1, 604
生活介護	利用実人数(人)	65	68	72





②自立訓練(機能訓練)

サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

第5期の実績と実施率

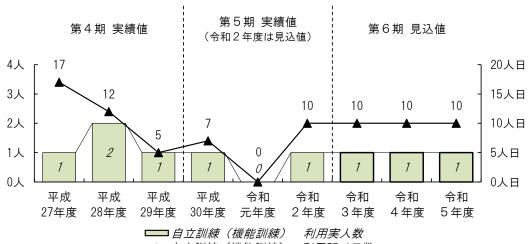
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
		見込値	12	12	12
	(人日) 夏	実績値	7	0	10
自立訓練(機能訓練) 利用実人数 (人)		実施率	<i>58. 3%</i>	0. 0%	<i>83. 3%</i>
		見込値	2	2	2
	実績値	1	0	1	
		実施率	<i>50. 0%</i>	0. 0%	<i>50. 0%</i>

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用延べ日数(人日)	10	10	10
	利用実人数(人)	1	1	1

第4期から第6期までの推移





→ 自立訓練(機能訓練) 利用延べ日数

③自立訓練(生活訓練)

サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

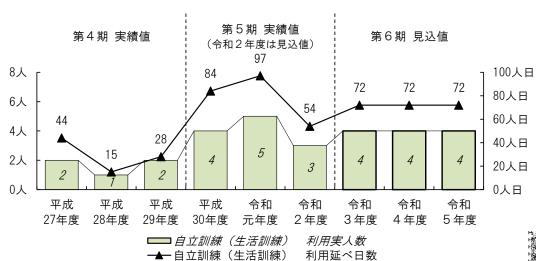
第5期の実績と実施率

(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
			15	15	15
	利用延べ日数 (人日)	実績値	84	97	54
自立訓練(生活訓練) 利用実人数 (人)		実施率	<i>560. 0%</i>	<i>646. 7%</i>	360. 0%
	7.1 CD CD 1. WL	見込値	1	1	1
		実績値	4	5	3
	実施率	400.0%	<i>500. 0%</i>	300. 0%	

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	利用延べ日数(人日)	72	72	72
	利用実人数(人)	4	4	4



④就労移行支援

サービス内容

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

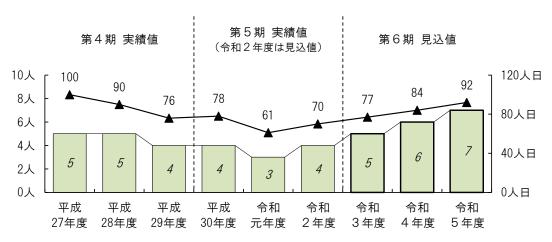
第5期の実績と実施率

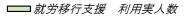
(月当たり)

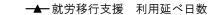
					(/) - //
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
71777 > 5 144	見込値	100	100	100	
	利用延べ日数 (人日)	実績値	78	61	70
就労移行支援 利用集		実施率	<i>78. 0%</i>	61.0%	<i>70. 0%</i>
	11円中 1 粉	見込値	6	6	6
	利用実人数 (人)	実績値	4	3	4
		実施率	<i>66. 7%</i>	<i>50. 0%</i>	<i>66. 7%</i>

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<u>≒₩</u> ₩₹ ₽ %;	利用延べ日数(人日)	77	84	92
就労移行支援	利用実人数(人)	5	6	7









⑤就労継続支援(A型)

サービス内容

通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第5期の実績と実施率

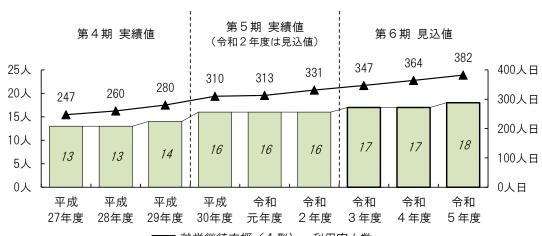
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	T1 1777 \$ 17 Mg		280	280	280
	利用延べ日数 (人日) 実 績値 実施率	実績値	310	313	331
就労継続支援(A型)		実施率	110. 7%	111. 8%	118. 2%
	11円中 1 粉	見込値	14	14	14
	利用実人数	実績値	16	16	16
		実施率	114. 3%	114. 3%	114. 3%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	利用延べ日数(人日)	347	364	382
	利用実人数(人)	17	17	18

第4期から第6期までの推移



■ 就労継続支援(A型) 利用実人数 ★ 就労継続支援(A型) 利用延べ日数



⑥就労継続支援(B型)

サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の民間企業・事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第5期の実績と実施率

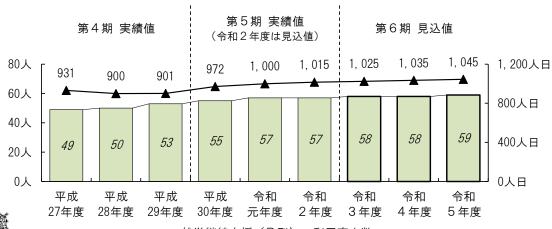
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	利用延べ日数 (人日) 実績値 実施率	見込値	950	950	950
		実績値	972	1, 000	1, 015
 就労継続支援(B型)		実施率	102. 3%	<i>105. 3%</i>	106. 8%
别为継続又接(B空) 	利用実人数 —	見込値	51	51	51
		実績値	55	57	57
		実施率	107. 8%	111.8%	111.8%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用延べ日数(人日)	1, 025	1, 035	1, 045
就労継続支援(B型)	利用実人数(人)	58	58	59

第4期から第6期までの推移





一 就労継続支援(B型) 利用実人数★ 就労継続支援(B型) 利用延べ日数

⑦就労定着支援 【第5期から】

サービス内容

第5期計画に創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

第5期の実績と実施率

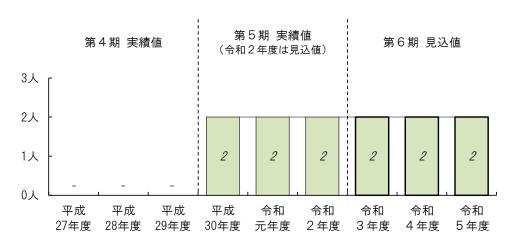
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
就労定着支援	利用実人数 月込値 実績値	見込値	1	2	3
		実績値	2	2	2
	(X)	実施率	200. 0%	100.0%	66. 7%

第6期の見込値

(月当たり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用実人数(人)	2	2	2



二二 就労定着支援 利用実人数



⑧療養介護

サービス内容

医療を要する障がいがあり、常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

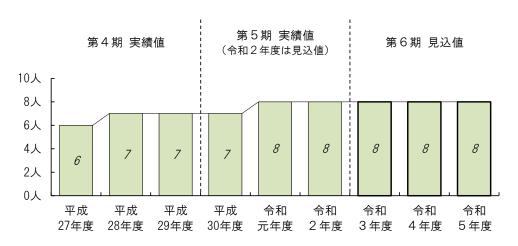
第5期の実績と実施率

(月当たり)

					17.1 7.7
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
療養介護	利用実人数 月込値 実績値	見込値	7	7	7
		実績値	7	8	8
		実施率	100.0%	114.3%	114. 3%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用実人数(人)	8	8	8



□□ 療養介護 利用実人数



⑨短期入所(ショートステイ)

サービス内容

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。 障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

第5期の実績と実施率

(月当たり)

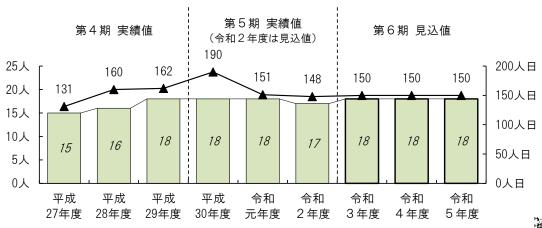
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	利用延べ日数 (人日) 実績値 実施率	見込値	180 (20)	190 (20)	200 (20)
		実績値	190 (16)	151 (9)	148 (8)
短期入所		実施率	105. 6%	<i>79. 5%</i>	74. 0%
(ショートステイ)	利用実人数	見込値	18 (2)	19 (2)	20 (2)
		実績値	18 (3)	18 (2)	17 (2)
		実施率	100. 0%	94. 7%	<i>85. 0%</i>

() は医療型で、内数

第6期の見込値

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(ショートステイ)	利用延べ日数(人日)	150 (6)	150 (6)	150 (6)	
	利用実人数(人)	18 (1)	18 (1)	18 (1)	

第4期から第6期までの推移



□□ 短期入所 利用実人数

→ 短期入所 利用延べ日数



日中活動系サービスの状況

- *生活介護は、利用者数、利用日数ともに増加傾向となっています。
- *自立訓練の機能訓練は減少傾向ですが、生活訓練は増加しています。
- *就労継続支援A型・B型ともに増加傾向となっています。

日中活動系サービスの課題

※生活介護は定員を満たしている事業所が多く、また、就労移行支援は事業所が減少傾向にあり、支援学校卒業後などの進路先を検討する際に課題となっています。

日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めるとともに、本人に有効な支援方法を検討して、安定した環境で利用が継続できるよう努めていきます。
- (2) 短期入所支援については、利用者のニーズや必要性を適切に把握し、サービス需要 と供給体制のバランスを考慮する上で、必要性を見極め、サービスの提供を図ると ともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供に努めます。
- (3) 自立訓練や就労移行支援のように日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、基幹相談支援センターや相談支援専門員及びサービス事業所と連携を図り、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (4) 障がい者手帳取得時等に福祉サービス案内冊子などを配布するなど、障がいのある 人及び当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を 積極的に行います。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基 幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所など、 関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。



(3) 居住系サービス

①自立生活援助 【第5期から】

サービス内容

第5期計画に創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

第5期の実績と実施率

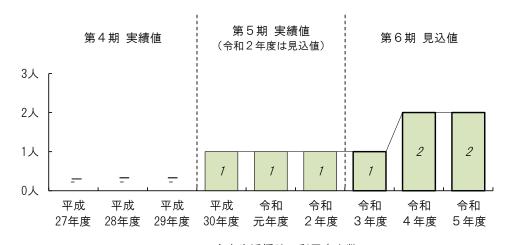
(月当たり)

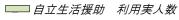
						(// = //
				平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
自立生活援助	利用実人数	見込値	1	1	2	
		実績値	1	1	1	
			実施率	100. 0%	100. 0%	50. 0%

第6期の見込値

(月当たり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用実人数(人)	1	2	2







②共同生活援助 (グループホーム)

サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成26年度より、共同生活介護(ケアホーム)は、共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

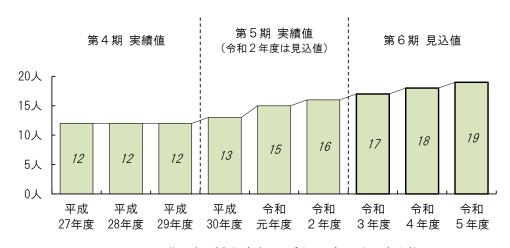
第5期の実績と実施率

(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
共同生活型 中	4.1 円 + 1 米	見込値	13	14	14
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数	実績値	13	15	16
		実施率	100. 0%	107. 1%	114. 3%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数(人)	17	18	19



二二 共同生活援助(グループホーム) 利用実人数



③施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

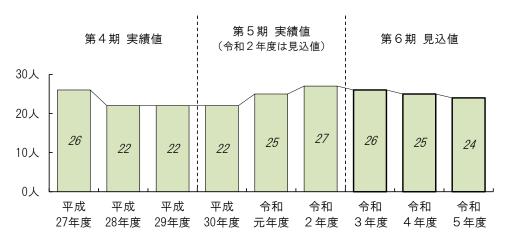
第5期の実績と実施率

(月当たり)

						(/) = //
				平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
施設入所支援	7.1 m ch 1 *L	見込値	21	21	21	
	利用実人数	実績値	22	25	27	
			実施率	104. 8%	119.0%	128. 6%

第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用実人数(人)	26	25	24



施設入所支援 利用実人数



居住系サービスの状況

*共同生活援助、施設入所支援ともに、利用者は増加傾向となっています。

居住系サービスの課題

※今後、「親亡き後」の居住の場としてニーズの増加も考えられます。在宅での支援方法 を検討するとともに、数少ないグループホーム、入所施設の空室状況を把握し、希望が ある際には、入居又は入所の調整を行う必要があります。

居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1)居住系サービスの施設整備については、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進 していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知を図りま す。
- (2) 共同生活援助(グループホーム)については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (3)施設入所者や入院している障がいのある人が円滑に地域移行するために、基幹相談 支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体 制の整備を進めます。
- (4) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる 支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がい のある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (5) 施設管理者と情報共有していきながら、人権尊重を基本とした入所生活が送れるよう努めていきます。



(4)相談支援

①相談支援(サービス利用計画作成)

サービス内容

◆ 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者又は障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、 定期的にサービス等の利用状況を検証します。

◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

第5期の実績と実施率

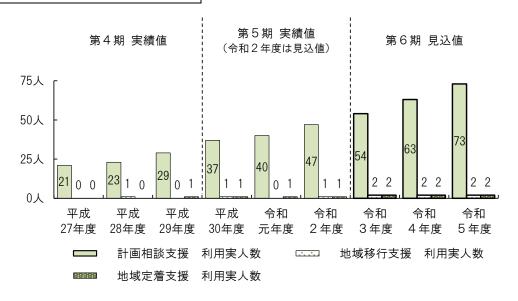
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
		見込値	25	26	27
計画相談支援 (人)	実績値	37	40	47	
		実施率	148.0%	<i>153. 8%</i>	174. 1%
	11円中 1 粉	見込値	1	1	1
地域移行支援	利用実人数 (人)	実績値	1	0	1
		実施率	100. 0%	0.0%	100. 0%
	4.1 円 + 1 半.	見込値	1	1	1
地域定着支援	利用実人数 (人)	実績値	1	1	1
(X)	()()	実施率	100. 0%	100. 0%	100. 0%



第6期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		54	63	73
地域移行支援	利用実人数(人)	2	2	2
地域定着支援		2	2	2





相談支援の状況

*計画相談支援は、利用者数が増加傾向にありますが、地域移行支援と地域定着支援に関しては、横ばい傾向となっています。

相談支援の課題

※相談支援専門員の不足から、新規利用時に対応可能な相談支援事業所がすぐに見つから ない状況があります。

相談支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターと共同で、適切な支援を実施するため、サービス等利用計画 の基準に基づく評価を行い、必要に応じて相談支援専門員にアドバイスを行ってい きます。
- (2) 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、相談支援専門員をはじめとする人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- (3) 県全体で相談支援専門員の不足が続いているため、現サービス提供事業所での計画 相談支援や地域移行支援等への事業拡大を働きかけていきます。
- (4)入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員や、施設等と連携を図りながら、退院、退所に向けた支援をしていきます。
- (5) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員と連携を図り、退院後のきめ細やかな支援をしていきます。



2 地域生活支援事業 等

理解促進研修 • 啓発事業(必須事業)

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる"社会的障壁"の解決に向け、 障がいのある人等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するこ とにより、共生社会の実現を図る事業です。

自発的活動支援事業(必須事業)

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

相談支援事業(必須事業)

基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人や保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 手帳の有無にかかわらずニーズのある人
- ◆ 利用料 ◆ 無料

成年後見制度利用支援事業(必須事業)

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行います。

成年後見制度法人後見支援事業(必須事業)

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。

意思疎通支援事業 (必須事業)

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手 話通訳者等の派遣を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等
- ◆ 利用料 ◆ 無料



日常生活用具給付等事業(必須事業)

重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

- ◆ 対象者 ◆ 当該用具を必要とする重度障がい者 (本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額 46 万円以上の場合は対象外)
- ◆ 利用料 ◆ 原則として基準額または購入金額の10%
- ◆ 軽減策 ◆ 生活保護世帯は無料

低所得1 (住民税非課税世帯で年収が80万円以下)の人は基準額または購入金額の3% 低所得2 (住民税非課税世帯で低所得1に該当しない場合)の人は基準額または購入金額の5%

手話奉仕員養成研修事業(必須事業)

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動など の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修 します。

移動支援事業(必須事業)

社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

- ◆ 対象者 ◆ 屋外において単独での移動が困難な障がい者(児)
- ◆ 利用料 ◆

区分	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた部分		
生活保護世帯	無料	無料		
住民税非課税世帯	報酬単価から算定した事業費の3%	報酬単価から算定した事業費の 10%		
住民税課税世帯	報酬単価から算定した事業費の5%	報酬単価から算定した事業費の 10%		

地域活動支援センター事業

△基礎的事業(必須事業)▽

利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等、市の実情に応じた支援を行います。

△強化事業(任意事業)▽

- ※ I 型:専門職員(精神保健福祉士)を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。
- ※Ⅱ型:地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、 社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
- ※Ⅲ型:障がいのある人の援護対策として、通所による援護事業の実績が、おおむね5年以上あり、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体が事業を実施します。
- ◆ 対象者 ◆ 心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人



日中一時支援事業(任意事業)

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

訪問入浴サービス事業(任意事業)

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の 清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護又は要支援の 認定を受けている場合は対象外となります。

身体障害者更生訓練費等給付事業(任意事業)

身体障害者更生施設等に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

福祉ホーム入居者自立支援事業(任意事業)

家庭環境や住宅事情等の理由から、居宅において生活することが困難な重度障がい者に、 低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用することにより、自立した地域生活を 支援します。

施設入浴サービス事業(任意事業)

家庭において、入浴が困難な障がい者に対し、施設入浴サービスを行うことにより、障がい者(児)の福祉の向上と家族の負担の軽減を図ります。

身体障害者就職支度金給付事業(中央市単独事業)

更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することになった障がいのある人に就職支度金を給付します。

身体障害者自動車運転免許取得費助成 • 身体障害者用自動車改造費助成(中央市単独事業)

身体障がい者の運転免許取得又は所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

障害者情報バリアフリー化事業(中央市単独事業)

視覚又は上肢機能障がいのある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト 等を購入するための費用の一部を補助します。

介助用自動車購入等助成事業(中央市単独事業)

車椅子等を使用する在宅の重度身体障がい者及び寝たきり高齢者等が、移動する際に必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。

ヘルプカード配布事業(中央市単独事業)

外出時、緊急時または災害時において、障がい者等に必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードを作成し、交付します。



地域生活支援事業の第5期実績

	平成 3	0 年度	令和え		令和2年	度(見込)
事業名	実施	実	実施	実	実施	実利用
	か所数	利用数	か所数	利用数	見込 か所数	見込数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実	施	実	施	実	施
(2)自発的活動支援事業	実	施	実	施	実	施
(3)相談支援事業						
障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	設	置	設	置	設	置
市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実	施	実	施	実	施
住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	未到	 尾施	未到	 尾施	未到	
(4)成年後見制度利用支援事業		0		0		0
(5)意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		366		493		480
手話通訳者設置事業 ※実設置数を記載	0 か所		0 か所		0 か所	
(6) 日常生活用具給付等事業 ※給付等件数を記載						
介護・訓練支援用具		4		1		2
自立生活支援用具		2		3		2
在宅療養等支援用具		2		1		2
情報・意思疎通支援用具		30		24		30
排泄管理支援用具		503		530		545
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0		0		1
(7) 手話奉仕員養成研修講座 ※実養成講習修了者数(登録者数)を記載		32		22		16
(8)移動支援事業 ※「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時間数 の順に記載		22 1083		22 1037		22 1030



	平成3	0 年度	令和元	元年度	令和2年	度(見込)
事業名	実施 か所数	実 利用数	実施 か所数	実 利用数	実施 見込 か所数	実利用 見込数
(9) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを	1 か所	延 3, 848	1 か所	延 3, 260	1 か所	延 3, 550
利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、 下段に他市町村分を記載	3 か所	延 659	3 か所	延 602	3 か所	延 600
(10) 任意事業						
日中一時支援事業 ※「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時間数の順に記載	22	43 2, 851	23	36 3, 027	20	40 3, 000
訪問入浴サービス事業		2		1		2
身体障害者更生訓練費等給付事業		0		0		0
福祉ホーム入居者自立支援事業		1		1		0
施設入浴サービス事業		0		1		1
(11) 市単独事業						
身体障害者就職支度金給付事業		0		0		0
身体障害者自動車運転免許取得費助成 · 身体障害者用自動車改造費助成		0		0		1
障害者情報バリアフリー化事業		0		0		0
介助用自動車購入等助成事業		0		1		1
ヘルプカード配布事業		35		34		35



地域生活支援事業の第6期の見込み

令和3年度 令和4年度 令和5年度 実施 実施 実施 事 業 名 実利用 実利用 実利用 見込 見込 見込 見込数 見込数 見込数 か所数 か所数 か所数 (1) 理解促進研修·啓発事業 実施 実施 実施 (2) 自発的活動支援事業 実施 実施 実施 (3) 相談支援事業 1 障害者相談支援事業 1 1 基幹相談支援センター 設置 設置 設置 ※設置の有無を記載 市町村相談支援機能強化事業 実施 実施 実施 ※実施の有無を記載 住宅入居等支援事業 未実施 未実施 未実施 ※実施の有無を記載 1 1 1 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 意思疎通支援事業 560 617 674 手話通訳者·要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 1 か所 1 か所 1 か所 ※実設置見込数を記載 (6) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載 介護·訓練支援用具 2 2 2 2 2 2 自立生活支援用具 2 2 2 在宅療養等支援用具 28 28 28 情報·意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 568 589 610 1 1 1 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (7) 手話奉仕員養成研修講座 16 16 16 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数) を記載 (8) 移動支援事業 22 1, 020 22 1, 020 22 1, 020 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、 延べ利用見込時間数の順に記載



		3年度	令和4	4 年度	令和!	5年度
事業名	実施 見込 か所数	実利用 見込数	実施 見込 か所数	実利用 見込数	実施 見込 か所数	実利用 見込数
(9) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを	2 か所	延 3, 900	2 か所	延 3, 900	2 か所	延 3, 900
※他市町村に所在する地域活動支援センターを 利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、 下段に他市町村分を記載	3 か所	延 600	3 か所	延 600	3 か所	延 600
(10) 任意事業						
日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、延べ利用 見込時間数の順に記載	20	37 3, 108	20	35 3, 183	20	34 3, 257
訪問入浴サービス事業		2		2		2
身体障害者更生訓練費等給付事業		1		1		1
福祉ホーム入居者自立支援事業		1		1		1
施設入浴サービス事業		1		1		1
(11) 市単独事業						
身体障害者就職支度金給付事業		1		1		1
身体障害者自動車運転免許取得費助成 · 身体障害者用自動車改造費助成		1		1		1
障害者情報バリアフリー化事業		1		1		1
介助用自動車購入等助成事業		1		1		1
ヘルプカード配布事業		35		35		35

地域生活支援事業の必要な見込み量確保のための方策|

- (1) 広報紙やホームページなど様々な媒体を活用することはもちろんのこと、障がい者 団体や社会福祉協議会等を通じての広報活動で、地域生活支援事業の内容や利用方 法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- (2) 基幹相談支援センター、福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にして地域での生活を支えていきます。
- (3) 中央市独自事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等の会合で出た 意見を参考に、新規で実施するものや縮小するもの等、ニーズに合わせた事業を進めていきます。



3 障がい児支援(障害児通所支援・障害児相談支援)【第2期障がい児福祉計画】

①児童発達支援

サービス内容

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対し て、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等 の支援を行います。

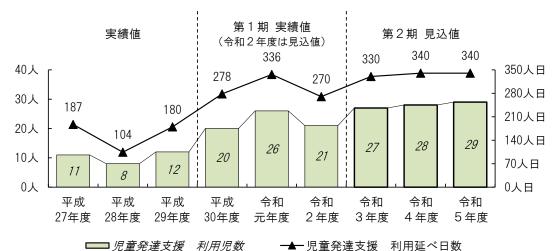
第1期の実績と実施率

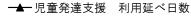
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
利用延べ日数	見込値	117	130	130	
	利用進へ日数 (人日)	実績値	278	336	270
児童発達支援	(入口)	実施率	<i>237. 6%</i>	<i>258. 5%</i>	207. 7%
汽里光连又扳 	11 E IE *b	見込値	9	10	10
利用児数	実績値	20	26	21	
		実施率	222. 2%	<i>260. 0%</i>	210.0%

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用延べ日数(人日)	330	340	340
八里光连又拔 	利用児数(人)	27	28	29







② 医療型児童発達支援

サービス内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

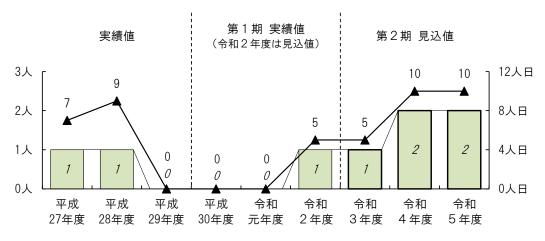
第1期の実績と実施率

(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
ı	지 때 7로 사 다 왕년	見込値	9	18	18
	利用延べ日数 (人日)	実績値	0	0	5
医療型児童発達支援		実施率	0. 0%	0. 0%	27. 8%
区原至汽里光连又版 	T.I 1.D. 144.	見込値	1	2	2
	利用児数	実績値	0	0	1
		実施率	0.0%	0. 0%	<i>50. 0%</i>

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医泰则日辛及法士拉	利用延べ日数(人日)	5	10	10
医療型児童発達支援	利用児数(人)	1	2	2







③ 放課後等デイサービス

サービス内容

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、 生活能力向上のための訓練を行います。

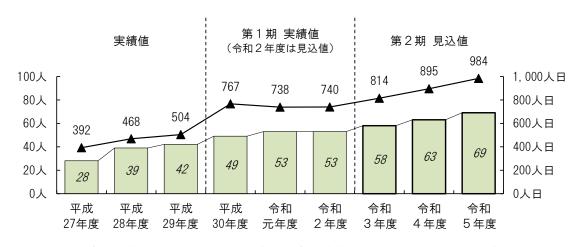
第1期の実績と実施率

(月当たり)

		(7:4:07)			
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
		見込値	504	540	540
放課後等デイサービス	利用延べ日数 (人日)	実績値	767	738	740
		実施率	<i>152. 2%</i>	<i>136. 7%</i>	137. 0%
	T.I 1.D. 144.	見込値	42	45	45
	利用児数	実績値	49	53	53
		実施率	116. 7%	117. 8%	117. 8%

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等	利用延べ日数(人日)	814	895	984
デイサービス	利用児数(人)	58	63	69



□□ 放課後等デイサービス 利用児数 **→** 放課後等デイサービス 利用延べ日数



4 保育所等訪問支援

サービス内容

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

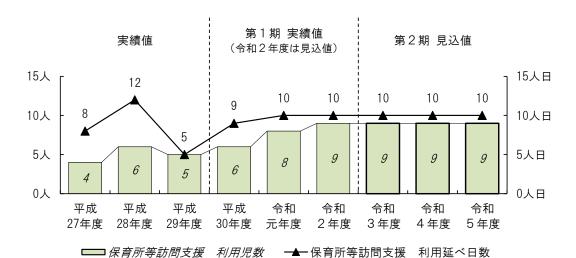
第1期の実績と実施率

(月当たり)

		(7)=1:2 77			
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	見込値	見込値	14	16	16
保育所等訪問支援	利用延べ日数 (人日)	実績値	9	10	10
		実施率	<i>64. 3%</i>	<i>62. 5%</i>	<i>62. 5%</i>
		見込値	7	8	8
	利用児数	実績値	6	8	9
		実施率	<i>85. 7%</i>	100.0%	<i>112. 5%</i>

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数(人日)	10	10	10
	利用児数(人)	9	9	9





⑤居宅訪問型児童発達支援 【第1期から】

サービス内容

第1期計画に創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の 障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童 を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

*計画策定時点では、県内に事業所はありません。

第1期の実績と実施率

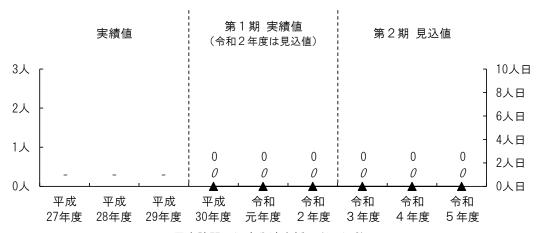
(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	見込値	見込値	10	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数 (人日)	実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0. 0%
		見込値	1	1	1
	利用児数 (人)	実績値	0	0	0
		実施率	0. 0%	0.0%	0.0%

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数(人日)	0	0	0
	利用児数(人)	0	0	0

平成27年度以降の推移(3期分)



■ 居宅訪問型児童発達支援 利用児数■ 日宅訪問型児童発達支援 利用延べ日数



⑥ 障害児相談支援

サービス内容

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

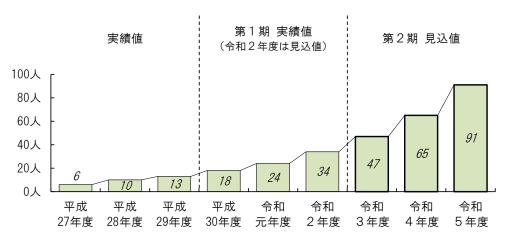
第1期の実績と実施率

(月当たり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
障害児相談支援	利用児数(人) 実績	見込値	12	15	15
		実績値	18	24	34
		実施率	150. 0%	160. 0%	226. 7%

第2期の見込値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用児数(人)	47	65	91



□□□ 障害児相談支援 利用児数



障がい児支援の状況

- *児童発達支援は、利用者数、利用日数ともに大幅に増加傾向となっています。
- *放課後等デイサービスの利用者は著しい増加傾向にあります。
- *障がい児相談支援は増加傾向ですが、保育所等訪問支援は横ばい傾向となっています。

障がい児支援の課題

- ※利用者が増大していることで、障害児相談支援を受けることのできる事業所がすぐに見っからない状況があります。
- ※医療的ケア児の受け入れ施設が少ないため、調整に時間がかかることがあります。

障がい児支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1)健康増進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児や その家族に対して、希望に沿った支援を提供していきます。
- (2) 基幹相談支援センターを中心に、各事業所と連携を図り、個々の障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、相談支援専門員の人材育成や円滑な実施に向けたサービスの質の向上など、体制確保に努めます。
- (3) 県で実施される相談支援従事者研修等、障がい児福祉に関する研修の情報提供を積極的に行い、相談支援専門員の人材確保及びスキルアップに努めます。
- (4) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所の案内冊子などで情報提供を積極的に行います。
- (5) 障がい児支援事業所の誘致に向けて、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人 や社会福祉法人等に、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するなど広く情報 提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (6) 障がい児支援の利用が、急激な増加をしてきているため、保育所等訪問支援を充足していくとともに、福祉サービス以外の類似する市単独の「中央市発達障害児(者)生活支援事業」を活用し、コーディネーターが市内の小中学校や保育園、認定こども園を訪問し、児童の観察や保護者、担任等へのアドバイスを積極的に行っていきます。また、保健師が年3~4回保育所等を訪問して、特性のある園児の集団での状況を確認し、教育委員会など関係機関と連携しながら就学に向けた支援をしていきます。



第5章 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障がいのある人の自立支援を総合的に促進するために、以下に掲げる施策を推進し、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

(1)サービス提供体制の充実

昭和町をはじめとする近隣市町やサービス提供事業者との連携により、円滑なサービス 提供体制を整備します。また、障がいのある人のニーズも多様化してきているため、民間 事業者への情報提供や連携強化を行い、より多くのサービス供給主体の参入促進を図って いきます。

さらに、中央市・昭和町地域自立支援協議会を活用して、障がいのある人のニーズや地域の社会資源の現状を把握する中で見えてくる課題を協議し、社会資源の開発や改善を働きかけて、地域のサービス提供体制の促進を進めていきます。

(2)地域移行と就労支援

障がいのある人の自立支援の観点から、入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するための支援や就労支援などの課題に対応するため、インフォーマルサービスや、社会資源の活用など、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。これにより、地域社会への参加及び一般就労への移行、定着への推進を図っていきます。

また、本市における障がい者雇用率の確実な達成とともに、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を庁内に広く周知し、障害者就労施設等からの物品購入や作業の依頼など優先的に支援できるよう努めていきます。

(3) 相談支援体制の充実

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」を、障がいのある人の自立と地域 生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携し てきめ細かな対応に努めます。さらに、障がいのある人が、福祉サービスを安定して利用 できるよう、不足している相談支援専門員の確保に向けた取り組みに努めていきます。

また、身近な相談先として民生委員・児童委員と連携を図り、障がいのある人を地域で 見守る体制を推進していきます。



(4)情報提供体制の充実

市民に対して、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を利用して、障害者総合支援法や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報を提供していきます。

また、制度の改正等があった場合には、迅速に情報発信し、サービス利用者の不安解消に努めます。特に、新規のサービスが開始される時などは、障がいのある人への周知はもちろんのこと、事業所等の関係機関に対してパンフレット配布等の積極的な広報活動を実施していきます。

個々の障がいの状況に応じた効果的な情報提供ができるように健康増進課、子育て支援 課、教育委員会、地域包括支援センターなど、関係各課がそれぞれの役割を果たしながら 連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう努 めていきます。

(5) 支給決定における公正性・公平性の確保

「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付を利用するには、18 歳以上の障がいのある人は障害支援区分の認定(区分 $1\sim6$)を受け、支給決定(サービス受給者証の発行)を行う必要があります。その際に不服が生じないよう、認定調査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めていきます。

(6) 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者基本法」の規定により策定している、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「中央市 第2次障がい者計画」では、ノーマライゼーションの理念に基づく"ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり"を最初の基本目標に掲げています。障がいのある人に対する理解を深めるため、学校教育での総合学習や障害者週間等に実施する啓発活動への取り組みを推進していきます。

また、平成28年度に施行された「障害者差別解消法」や、改正された「障害者雇用促進法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

(7)発達障がいのある人への支援

発達障がいの早期発見、早期支援の必要性を重要視し、保健・保育・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、中央市発達障害児(者)生活支援事業における発達 支援コーディネーターを中心に、訪問による相談やアドバイス等を行っていきます。

また、幼児期から成人期までの一貫した総合的支援をすすめるため、 関係機関が相互に連携を図り、発達障がい児(者)支援に取り組んでい きます。



2 関係機関等との連携

(1) 市民や関係団体との連携

障がいのある人のニーズにあったサービス提供を行い、様々な施策を展開するためには、 障がい者(児)団体をはじめ、中央市社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児 童委員、障がい者(児)サービス提供事業所など多くの地域関係団体の協力が必要とされ ます。今後も、地域自立支援協議会を通じて、これらの関係団体と相互に連携を図り、本 計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

(2) 国・県との連携

障がい者(児)施策の多くは、国や県の補助事業であり、本計画を推進するうえで、国 や県との情報共有が不可欠です。国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国 や県レベルでの対応が必要となる課題については積極的に提言や要望を行っていきます。



3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

障がいのある人やその家族のニーズに適応した事業を効率的・効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障がい者施策の動向、地域の状況や障がいのある人のニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更すること、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PD CAサイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中央市障がい者施策推進協議会において意見の把握に努め、その結果を公表することとします。





1 中央市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 4 月 1 日 条例第 183 号 改正 平成 26 年 1 月 6 日条例第 2 号

(設置)

第1条 障害者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第26条第4項の規定に基づき、中央市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を 置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- (1) 公益代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者団体の長
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- 3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、委員がその職務を行うことができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、解任し、又は解嘱することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 26 条例 2 · 一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



2 令和2年度 中央市障がい者施策推進協議会委員 名簿

任期 令和2年4月1日~令和4年3月31日

			上沙 17/112十年/11日 1/11年	-0/1 01 H
	区 分	氏 名	所属・役職名	役 職
1	公益代表	佐野一靜臣	民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	副会長
2	障がい当事者	前島 昇	(公財)住吉偕成会 すみよし作業センター 従事者	
3	障がい者団体の	赤池 直子	中央市ハンディキッズクラブ ドラえもんのポッケ 会長	
4	代表	矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会 会長	
5		三尾 馨	(福)ひとふさの葡萄 理事長	会長
6	障がい者の福祉に 関する事業に 従事する者	長澤 斉	障がい者支援施設 ル・ヴァン 副施設長	
7		飯室 孝子	(福)中央市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8	並日かたわり	飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
9	識見を有する者	阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 「穂のか」主任相談支援専門員	
10	関係行政機関 の代表	弦間 加代子	中央市役所 健康増進課 副保健師長	



中 央 市 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行/中央市 福祉課 〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1 TEL 055-274-8544 FAX 055-274-1125





